

## 第6回小諸市自治基本条例ワーキンググループ 会議録（概要）

日 時：平成 21 年 8 月 31 日（月）18：30～21：10

場 所：小諸市役所 3 階大会議室

出席者：ワーキンググループ委員 18 名（欠席 2 名）、アドバイザー 1 名、事務局 2 名

### 1 開 会

- ・総選挙により国の政治も変わり、市との関係も影響を受けると思う。本日は、前回議論となった市長のローカルマニフェストも含めて検討願いたい。（座長）

### 2 議 題

#### （1）市長のローカルマニフェストの検討について

- ・前回の議論を踏まえ職員による会議の中でも検討した。前回以降、委員よりいただいた意見も必要ないのではないかというものが多かったため、マニフェストについて記載しないこととしたい。マニフェスト作成への支援については、現在ある「小諸市マニフェスト作成の支援に関する要綱」で対応する。（事務局）
- ・職員の検討でまとまったとの意見しか聞いていないが、経過を聞かせていただきたい。（委員）  
前回のワーキンググループと同様に様々な意見があり議論となった。しかし、自治基本条例へは盛り込まなくてもよいという意見が多いこともあって、記載しないこととした。（事務局）
- ・作成の努力義務は必要ないが、作成のための協力について謳った 2 項の考え方は新鮮で、こうした姿勢は大事にしていきたい。（委員）  
条例にわざわざ謳わなくても、情報公開の中で対応すべきことだと思う。（委員）
- ・前回、マニフェスト作成のため、高度な情報提供が求められるのであれば画期的なものになるとの意見をアドバイザーからいただいた。要綱の中の情報提供には、一般的に知り得る情報しかないため、2 項について謳ってもよいが、もう一步踏み込んだものがないと意味がない。（委員）
- ・踏み込んだ情報の提供がないとマニフェストは作れないのか。市長になる人はそれを作れるくらいの人でないとふさわしくない。（委員）  
それはマニフェストのレベルによると思う。（座長）
- ・在野の人は、事業の達成期限や財政の裏づけなどの作成が難しいと思う。（委員）
- ・資料の中に「マニフェストの内容全てが市民の信託を受けたものとみなすことはできず」とあるが、全てが信託されていないのか。マニフェストを市政に反映させるよう努めるとする 3 項との関係もあり、その解釈は重要となる。（委員）  
マニフェストは市民の信託を受けたものだから何が何でも実行するというのではなく、実施にあたっては市民の意見を聞きながら進めていくという位置付けで考えている。（事務局）
- ・市民もマニフェストと違うからすぐ「ぶれた」と言うのではなく、温かい目で見ること必要だと思う。（委員）

- ・私はマニフェストについて、載せなくてもよいし別の項で規定してもよいと発言しているが、載せないことの理由が「市民の信託を受けたものとみなすことはできない」というこの表現では納得ができない。やはりマニフェストは選挙により市民の信託を受けたものと位置づけなければならない。(委員)
- 重きを置きたいのは、マニフェストの政策については、市民の意見を聞き、それが反映されなければならないという部分の強調であった。表現を改めさせていただきたい。(事務局)
- ・マニフェストについて載せるか載せないかの議論ではないと思う。2項と3項をうまくつなげて盛り込んだらどうか。事務局たたき台では、マニフェストについて全く載せなくなったが、その経緯を聞きたい。(委員)
- 載せないほうがよいという意見が多かったため、このようにした。(事務局)
- 載せないとの意見が多かったと言うが、2項と3項は載せたいという意見が多い。(委員)
- 3項は当たり前のことで、努めるも何もない。問題は2項だけであり、要綱は、高度な情報提供に踏み込んでいない。自治基本条例に盛り込めば高度で踏み込んだ情報提供が可能となるのか。(委員)
- 現在は個人情報、公表により法人が不利益を受けるもの、研究や入札など以外は原則公開となっているため、あまり変わらないかと思う。(座長)
- ・各種計画の予備計画など策定途中のものは公表されるのか。(委員)
- 現制度では、意思形成過程のもので公表により不都合が生じるものは出さなくてよいことになっている。(座長)
- そうであれば情報公開で対応すればよいと考える。(委員)
- 私は、情報公開の前段として入れておいた方がよいと思う。(委員)
- 私は、マニフェストの作成支援は要綱で足りると考えている。市長任期に合わせて基本計画の期間を変更し、マニフェストを総合計画へ織り込む中で、マニフェストがどう実行されているかを公表していく方法を条例に入れられればよいのではないかと思う。(委員)
- ・市長のマニフェスト達成状況が広報に掲載された。であれば、議員のマニフェスト達成状況も掲載するようにしなければ不公平だと思う。議員は活動報告や会報で対応している。(委員)
- ・基本条例内に謳うとすれば「マニフェストを作成した場合には」というような形になるかと思う。(座長)
- ・条例に根拠があり要綱があるという形でないとまずいのではないか。どこかでマニフェストに触れた項が必要だと思う。(委員)
- ・マニフェストと公約の違いについては、マニフェストは数値目標があり、予算的な手当て、人的な手当て、いつまでにと時間的手当ての3つが盛り込まれていることが多い。また、狭い意味で定義すると、住民の意見を政府に反映させる過程を「政治」、決められた住民の意見を実際に実行して住民に戻していく過程が「行政」となる。自治基本条例は自治なので政治と行政の両方を謳ってもよいが、政治部分は住民が持っている権利であるため条例で制約せずに、住民に戻していく行政部分の過程で枠組みを作るという考え方が事務局の提案ではないかと思う。マニフェストを総合計画や予算へ反映させることを盛り込み、一定の周期で達成状況を公表するといった内容を自治基本条例に盛り込むこともできる。(アドバイザー)
- ・2項3項は必要と考える。総合計画は既にマニフェストを反映して作られている。(委員)

- ・ 2項を政治過程と捉える場合の盛り込みはどうか。(座長)  
皆さんが、それでよいとのことであればよい。今回マニフェストについて盛り込まないのは、政治過程に触れないというのが、事務局の判断ではないかと考える。(アドバイザー)
- ・ 一定の方向が出てきたように思う。政治の部分を縛るようなことをせず、市民に戻していく部分に枠をかけるということではないか。(座長)
- ・ 市民会議でも意見があったように、実施段階において情報を市民に提供することが大切だと思う。(委員)
- ・ 議論を聞いていると今の市長のマニフェストをどうしていくのか考えているように感じる。これからの自治をどうしていくのか、先のことを考える必要がある。作成支援に関する要綱があるのは市民に分からないため、条例でマニフェストのことを謳う必要があると思う。(委員)
- ・ 住民のための自治基本条例であるため、市民の立場から見ると執行機関の項の中で謳うのはおかしいと思う。(委員)
- ・ マニフェストの作成努力については規定せずに行きたい。(座長)

## (2) 市政運営の検討について

事務局で、市政運営について資料に基づき説明。

- ・ 事務局で、概ねフルセット型の自治基本条例に規定されているものを盛り込んだ。質問等があればお出しいただきたい。(座長)
- ・ 例えば病院の再構築と庁舎の移転など、総合計画に載っていない計画が出たときにどうするかということも謳っておく必要があるのではないか。(委員)  
総合計画の関係は、審議会条例があるのみで、策定についてのルールはその都度決めていくといった状況になっている。これについて、基本条例の下でどのようにしていくか規定することは可能なことだと思う。(座長)  
総合計画は実施するという計画であるため、病院のことに市民の合意が得られ、実施していくという方向が決定した段階で、改めて総合計画に載せていくことになるかと思う。(事務局)  
総合計画実施にあたってのルールづくりの内容になる。(座長)
- ・ 総合計画の策定について謳っているが、社会情勢の変化による見直しに関しても謳っておいたほうがよい。(委員)
- ・ 情報公開や説明責任とも関連してくると思うが、その対象を市の重要施策とするのかどうかや、政策立案過程で情報を提供することができるとする内容など、もう少し具体的に盛り込んでほしい。(委員)  
資料2の6ページにある太田市の条例が今の意見のような内容かと思う。(座長)  
重要性などについてはそれぞれ捉え方がある。ある程度どういった事業を対象とするかを入れておきたいが、現実として全項目の列挙は不可能だと思う。(事務局)  
理念としてはよいが、実務としては厳しい。(座長)
- ・ 議会の議決事件に近いものについて、市長へ企画立案過程も明らかにすべきと提起したことがある。何が重要かは市民が判断することだが、重要なことについて企画立案の段階で情報を提供することを条例に入れる必要があるのではないか。(委員)

- ・住民とすれば、ある日突然突きつけられて、情報のない中で判断しなければならないというのは不幸なことだと思う。(委員)
- ・説明を受身で聞く場合と内在している問題を考えながら聞くのとでは全く違う。結果を報告するのを説明としている現実を感じた。説明の中身と方法を考えてほしいと思っている。(委員)
- ・議会も市民の皆さんに情報を提供する立場にあるので、もう少し早く具体的な情報を示してほしい。(委員)
- ・市の職員として情報を提供する側にあるが、その職場にいなければ分からないといった状況が多い。組織として職員全体が知っていなければならない情報というものがはっきりしていない。市民に説明できるよう組織づくりをする必要がある。(委員)
- ・どこまで説明責任を果たせばいいのか、議会が重要なポイントとなる。反対の人はどこまで説明しても不十分と言うので、時間をかければよいというものではない。(委員)
- ・企画立案段階からの説明は、当たり前のことで大変重要であるため、情報公開部分もしくは説明責任部分への盛り込みを検討させていただきたい。(事務局)
- ・この情報公開の条例案になると、一般的に非公開である議会全員協議会に変化はあるのか。(アドバイザー)
  - 公開になるのかということか。(座長)
  - 議会の運営が変わるかということ。(アドバイザー)
  - アドバイザーの言う議会全員協議会とはイメージが違うと思う。全員協議会の前段でも説明がほしいということをお願いしたい。(委員)
- ・立案の過程から情報公開することに何か不都合はあるのか。(委員)
  - ある程度のを揃えてから市民への情報提供を行なわなければ、判断材料もないまま反対運動が起きてくるという面や、市民へ丸投げといった形となり行政の責任が果たせないといった面がある。(座長)
- ・議会は議決機関、市民の代表として判断しなければならない立場にある。事業が進行していく中でチェックしていく必要があると思う。(委員)
- ・マニフェストの達成状況は、議会で質問することによりチェックできると思う。(委員)
- ・総合計画に掲載のないもの、事情により変更するものなどについての情報提供もどこかに謳っておく必要がある。(委員)
- ・重要事項の変更ということで縛りをかけたらどうか。(委員)
- ・マニフェストへ記載された事項を変更する時点で公開することとしたらどうか。(委員)
- ・情報提供か説明責任の項の中に、企画立案過程での情報提供について盛り込みたい。(座長)
  - ぜひそうしてほしい。(委員)
- ・条例案では、行政評価の主体は執行機関になっている。日本ではそれが多。自治基本条例に規定することにより公選の担当官が評価することもできるが、世界的には議会で評価を行なうことの方が多い。議会の方の意見を聞いていたが、行政評価を議会で行なうようにすれば、そういった問題も解決できるのではないか。議会が評価するための情報公開ということもできる。議会は、評価を執行機関に任せきりでよいのか。(アドバイザー)
- ・市民参加による行政評価というのはどういうことか。専門的なことの評価をどうするのか。参加、協働するために情報が必要であるということとはセットでなければならない。(委員)

- 参加については、次回の参加・協働の中で議論いただく。評価については、現在、行政が内部評価をし、市民が参加する総合計画審議会の中で評価いただくこととなっている。(事務局)
- ・評価は誰がするのか決めておかないと自己評価に終わってしまう。(委員)
  - ・市議会の責務の中で評価について対応できると思ったが、それに対応できないとすると、行政評価の項にも議会を入れておかなければいけないと思う。(委員)
  - ・アドバイザーの言う評価は実務的な行政評価のことか。(座長)  
そう。(アドバイザー)
  - ・議員が行なう評価は理念的な評価ということかと思うがどうか。(座長)  
そうでない。そのように捉えられるならば、議会の行なう行政評価について、ここで謳っておかなければならない。(委員)
  - ・アドバイザーが言ったのは、議会で行政評価組織をつくり実施するかということ。議会の策定委員会の中でご検討いただきたい。(座長)  
策定委員会で一度議論させていただかなければならない。(委員)
  - ・アドバイザーの話では、第三者による評価もありえるとのことであった。市長と議員は結びつきやすい部分もあるため、別の機関をつくり実施するのがベストではないか。(委員)
  - ・議会はチェック機関としてこれまでも評価を行っているが、個々の事業の評価となるとスタッフ5、6人では不可能。行政と同じような組織でなければ難しい。(委員)
  - ・当事者の内部評価でもよいからどの様に評価がされたのか経過が分かると違うと思う。(委員)  
この項の行政評価はシステムとしてのものを言っている。自己評価をして審議会の評価を経て市民への公表という流れになる。(事務局)
  - ・自治基本条例で固有の制度をつくることのできる。どのような形でも皆さんが望めば可能になる。(アドバイザー)
  - ・企画立案過程での情報提供について補強し、行政評価について議会の策定委員会で次回までに議論していただくということにしたい。(座長)
  - ・みんなが共通して見ることのできる評価の基準があったほうがよい。(委員)
  - ・行政評価のシステムが流行りだして小諸も導入したが、シートが多くそれだけに手をとられて業務が進まず失敗している。内部評価を簡単に行い、審議会で評価いただく形となっている。分かりやすくすることは必要と考える。(事務局)

### (3) その他

#### 第7回ワーキンググループ開催予定

- ・次回は10月1日の午後6時30分から開催する。(事務局)  
事務局で次回の項に関係する住民投票制度を説明。
- ・次回は住民投票を盛り込むか。盛り込むとすればどのような形がいいかを検討いただく。(座長)
- ・予定では7回までだが、次回で最終回となるのか。(委員)
- ・予定はそうだったが、11月から回数を増やして今までの意見をもとに全体を通した検討をしたい。また、次回の項目に関する意見提出を9月15日までをお願いしたい。(事務局)